

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年7月15日

長野県林務部森林づくり推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度ニホンザル対策支援業務

(2) 業務の目的

県内のニホンザルによる農林業被害額は、被害対策の推進等により減少傾向であるものの、依然として令和5年度は6,770万円もの被害が発生しており、その被害額は全国1位となっている（令和5年度）。また、ニホンザルの生息域は拡大傾向で、家庭菜園の食害や人への威嚇行為等の人身被害も発生している。

ニホンザルは群れで行動するため、加害群れの特徴を把握した上での対策が必要であるが、その知識や対策は市町村に十分普及していない。令和6年度に開始した長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）（以下「第5期計画」という。）では、より効果的な個体数管理の考え方を導入し、個体数管理と被害防除対策を併用することで、より被害減少につながる計画を策定したところである。

第5期計画では、地域振興局単位でされている地方保護管理対策協議会の範囲をまたぐ加害群の対策の実効性を高めるため、複数の県地域振興局を基本単位とした広域会議を置くこととしている。当広域会議の開催に合わせて、第5期計画が適切に運用されるよう市町村年次計画の作成支援、効果的な被害対策の実施のため、管理や被害対策を担う市町村や県地域振興局等の担当職員に対して研修および助言を行い、①サル対策に必要な正しい知識と技術を普及すること、②各地域の現状を把握し課題を抽出すること、③管理ユニットごとに関係する市町村や地域振興局等が互いに連携し、計画的に対策に取り組むことの重要性や、それぞれが果たすべき役割についての理解を引き出すことを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 研修会実施計画の立案
- ② 研修会準備
- ③ 研修会の開催
- ④ 報告書の作成
- ⑤ 打合せ協議

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

仕様書の業務を遂行するための計画、手法、体制等について具体的に提案を行う。詳細は別表1のとおり。

(6) 業務の実施場所 長野県内一円

(7) 履行期間 契約日～令和8年3月13日（金）

(8) 費用の上限額 2,941,400円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) ニホンザルの生態や捕獲方法に関する専門的な知見と実践的な技術を有する技術者を配置できること。
- (8) 過去5年間にニホンザルに関する被害対策及び捕獲技術の習得のための人材育成に関する業務の履行実績を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制

- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- ④ 2 (1) 及び(4)については、誓約書による。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県 林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策係
電話 026-235-7273
メール choju@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年7月22日（火）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3 (4) に同じ。（メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送、メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに森林づくり推進課鳥獣対策係に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、ます。郵送、メールで提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6 (5) ①）の3日前までに、書面により森林づくり推進課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4) に同じ。
- (2) 受付時間 公告日～令和7年7月25日(金)の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 森林づくり推進長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年7月29日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表(例)による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「9 再委託の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4) に同じ。
 - ② 受付時間 公告日～令和7年8月1日(金)の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年8月1日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4) に同じ。
 - ③ 提出部数 6部(原本1部 写し5部)
 - ④ 提出方法 持参、郵送、又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに森林づくり推進課鳥獣対策係に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
1 業務内容に対する提案	○本業務の目的及び内容等の理解度が 高く、発注仕様書の内容を満たした具 体的な提案となっているか。	30
2 業務実施体制及び技術力	○業務の遂行に必要な体制が確保され ているか。 ○ニホンザルの生態や捕獲方法に関す る知識や技術を有しているか。	30
3 関係機関との連携・調整	○業務遂行上必要な関係機関との連 携・調整方法を把握しているか。	10
4 経費及び内訳の妥当性	○見積額は、上限額の範囲内か。 ○見積額の内訳や算定根拠が明確に示 され、仕様書に基づいた内容となっ ているか。	10
5 業務履行の確実性	○過去の履行実績から、提案された手法 の実現性は高いか。 ○業務スケジュールに無理はないか。	20
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案評価会議を開催し、企画提案の配点の各委員の合計点が最高点となったものを選定します。

なお、最高点となった者について、各委員の合計点数の平均が50点以下の場合は選定しません。

参加者が1者の場合は、各委員の合計点数の平均が50点を超えた場合に、その者を選定します

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。詳細は後日通知します。
なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、書類評価で一定数（5社程度を想定）の者を選定し、その中からプレゼンテーション評価を行うこととします。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年8月8日（金） 15時00分 ～（web会議を予定）

1者あたり所要時間25分以内を予定（説明15分、質疑10分）

※詳細については、参加者へ個別で通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により森林づくり推進課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により森林づくり推進長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、

森林づくり推進課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）をメール又は指定された方法により森林づくり推進課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、森林づくり推進課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策係 電 話 026-235-7273 (直通) 内線 3265 メール choju@pref.nagano.lg.jp
--

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(別表 1) 提案事項

事項	留意事項
1 業務の基本的な考え方	・本業務の目的、内容に対する基本的な考え方、具体的な提案を記載すること。
2 業務の実施方法	・業務の実施手順および方法を記載すること。 ・研修テーマの具体的な内容及び講師の配置予定について記載すること。
3 業務実施体制及びスケジュール	・配置予定者氏名、業務経歴、役割等を記載すること。 ・当業務のスケジュールを記載すること。
4 業務に関する知識・実績・技術	・過去に本業務と類似した業務の履行実績があれば記載すること。 ・業務の実施にあたり必要となるニホンザルの生態、捕獲方法に関する知識や技術について記載すること。
5 関係機関との連携・調整	・関係機関との連携・調整方法について記載すること
6 その他	・周辺の地域住民、生活環境や自然環境に対して配慮する事項を記載すること。 ・その他特筆すべき事項があれば記載すること。